

○国立大学法人北海道教育大学学長選考規則

(制 定 平成17年3月24日平成16年規則第157号)

改正 平成19年4月23日平成19年規則第1号 平成23年3月4日平成22年規則第32号
平成24年3月26日平成23年規則第83号 平成26年10月27日平成26年規則第10号
平成27年3月23日平成26年規則第18号 令和2年4月20日令和2年規則第12号
令和4年2月22日令和3年規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議規則(平成16年規則第132号。以下「学長選考・監察会議規則」という。)第9条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)の学長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考機関)

第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)が行う。

(選考基準)

第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考・監察会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「望ましい学長像」を作成し、公表する。

3 学長選考・監察会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。

(3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

(任期)

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

(学長候補者の選考)

第6条 学長選考・監察会議は、第4条の規定に基づき学長の選考を行う場合、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集する。

(1) 学長選考手続きの概要

(2) 学長選考を行う理由

(3) 学長選考の基準

(4) 学長の任期

(5) 学長選考の方法及び日程

- (6) 学長決定の方法
- (7) その他学長選考・監察会議が必要と認める事項
- 2 前項の募集は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。
- 3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。
 - (1) 学長選考・監察会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦
 - (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者(以下「学内の有資格者」という。)10人以上の連署による推薦
- 4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考・監察会議議長に提出するものとする。
- 5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 大学教員
 - (4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
 - (5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者
- 6 第1項の応募の期間は、30日以上を設定することを原則とする。
- 7 学長選考・監察会議は、応募者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を公表するとともに、公表内容について学内の教職員の意見を聴くものとする。
- 8 学長選考・監察会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、学長候補者を3人以内とする。
- 9 学長選考・監察会議は、前項までの規定により選考された学長候補者による立会演説会を開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴くものとする。
- 10 学長選考・監察会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。

(学長の選考)

第7条 学長選考・監察会議は、前条第10項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。

- 2 学長選考・監察会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。
- 3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考・監察会議は、原則として学長の任期満了の8月前までに、当該学長の再任の可否について審査する。

- 2 前項の審査に当たっては、当該学長の業績を踏まえ、再任の意思を確認するものとする。
- 3 学長選考・監察会議は、第1項の審査の結果、第3条第2項、同条第3項、第6条及び前条の規定によらず再任させることができる。
- 4 前項の再任に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

(再選考)

第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考・監察会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

(学長の解任)

第11条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であつて引き続き職務を行わせることが適当でないとき

(4) その他学長たるに不適当だと認められるとき

2 学長選考・監察会議は、国立大学法人北海道教育大学監事監査規則(平成16年規則第115号)第18条の規定による報告を受けたとき、又は学長が前項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

3 学長選考・監察会議が、学長の解任を決定する際には、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(事務)

第12条 学長の選考に関する事務は、総務企画部総務課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則(平成19年4月23日平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

附 則(平成23年3月4日平成22年規則第32号)

1 この規則は、平成23年3月4日から施行する。

2 この規則の施行の日以後、最初に選考される学長の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、任命の日から4年(再任の場合は2年)を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

附 則(平成24年3月26日平成23年規則第83号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月27日平成26年規則第10号)

1 この規則は、平成26年10月27日から施行する。

2 この規則は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法(平成15年法律第102号)第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

附 則(平成27年3月23日平成26年規則第18号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月20日令和2年規則第12号)
この規則は、令和2年10月1日から施行する。

- 附 則(令和4年2月22日令和3年規則第19号)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 この規則は、令和4年4月1日から施行される国立大学法人法(平成15年法律第102号)第12条第6項に規定する学長選考・監察会議が定める基準とする。